# 新型コロナワクチン接種について

詳しくは➡新型コロナウイルスワクチン接種対策担当☎786－1855

市では新型コロナワクチン接種券（クーポン券）を順次発送し、ワクチン供給が開始され次第、順次接種を開始します。年齢により、クーポン券の発送時期、ワクチンの接種時期が異なります。
接種場所については決まり次第、お知らせします。
※国の方針によってスケジュールが変更されることがあります。

新型コロナワクチン接種について詳しくはこちら
（厚生労働省ホームページ）

## ●今後のスケジュール（目安）※2月5日現在

| 年　齢（令和4年3月31日時点） | クーポン発送時期 | 接種開始 |
|---|---|---|
| 65歳以上 | 3月中旬以降 | 4月以降 |
| 16歳以上～64歳 | 4月下旬以降 | 5月以降 |
| 15歳以下 | 未　定 | 未　定 |

## ワクチン接種をかたる不審電話に注意してください！

新型コロナワクチン接種に必要とかたり、金銭や個人情報をだまし取ろうとする電話が、国民生活センターに寄せられています。

市が、ワクチン接種のために金銭や個人情報を電話で求めることはありません。「おかしい」と思う電話には耳を貸さないとともに不安を感じた場合は、早めに相談してください。

問合せ▶消費者ホットライン☎１８８（いやや）
桶川市消費生活センター☎786－3211

## ●ワクチン接種までのイメージ

**①市から「接種券（クーポン券）」と「新型コロナワクチン接種のお知らせ」が届きます。**

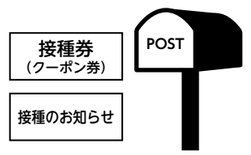


**②ワクチンを受けることができる医療機関など接種会場を確認してください。**
（市ホームページや広報誌などでお知らせします。）

**③電話などで予約し、ワクチン接種**
※ワクチンを受ける際には、市から郵送される「接種券（クーポン券）」と「本人確認書類（運転免許証など）」を持参してください。

## 発熱したときの受診方法

まずは、かかりつけ医に電話などで相談してください。

かかりつけ医での受診が難しい場合は、新型コロナウイルスとインフルエンザ両方の診療ができる「埼玉県指定 診療・検査医療機関」で受診してください。

**①医療機関を相談** ▶ **②受診予約** ▶ **③受診**

埼玉県 診療・検査医療機関　検索

**ホームページが見られない場合**

埼玉県受診・相談センター
☎048－762－8026
FAX 048－816－5801
月～土曜日、祝日
午前９時～午後5時30分

県民サポートセンター
☎0570－783－770
FAX 048－830－4808
24時間年中無休



# 新型コロナワクチン Q & A

**Q．接種を受ける際の費用は？**
A．全額公費で接種を行うため、無料です。

**Q．ワクチンの接種回数は？**
A．ワクチンの効果を十分得るために、同じ種類のワクチンを一定の間隔を空けて２回受ける見込みです。１回目を受けた際、次回接種がいつから可能なのか確認してください。

**Q．接種を受ける際の同意の取得について**
A．新型コロナワクチンの接種は強制ではありません。接種を受ける人の同意がある場合に限り、接種を行うことになります。

**Q．どの会社のワクチンが一番効果がありますか**
A．ワクチンの薬事承認に当たっては、有効性や安全性を慎重に審査します。承認を得たワクチンは、いずれも一定以上の効果があることになります。
ワクチンの有効性などについての情報は、今後も随時お知らせしていきます。

**Q．接種するワクチンは選べますか**
A．接種を受ける時期に供給されているワクチンを接種することになります。ただし、２回目の接種では、１回目に接種したワクチンと同じ種類のワクチンを接種する必要があります。

**Q．新型コロナワクチンの効果について（発症予防、持続期間）**
A．現在、国内外で新型コロナワクチンの開発が進められ、効果や安全性などについては確認されているところです。また、ファイザー社、モデルナ社、アストラゼネカ社は「開発中のワクチンを投与した人の方が、投与していない人よりも、新型コロナウイルス感染症を発症した人が少ないとの結果または中間結果が得られた」と発表しています。
臨床試験や接種が始まってから時間があまり経過していないことから、効果の持続期間については明らかになっていません。今後、情報が明らかになるのを待つ必要があります。

**Q．変異株の新型コロナウイルスにも効果はありますか**
A．一般論として、ウイルスは絶えず変異をおこしていくもので、小さな変異でワクチンの効果がなくなるというわけではありません。
また、ファイザー社のワクチンでは「変異株の新型コロナウイルスにも作用する抗体がつくられた」といった実験結果も発表されています。
承認申請がなされた新型コロナワクチンの審査に当たっては、変異株に関する情報も含め、引き続き様々な情報を収集しつつ、適切に有効性、安全性などを確認してまいります。

**Q．これまでに認められている副反応はどのようなものがありますか**
A．接種を予定しているワクチン（ファイザー社、モデルナ社、アストラゼネカ社が開発中のワクチン）では、接種後に、ワクチン接種と因果関係がないものも含めて、接種部位の痛みや、頭痛・倦怠感・筋肉痛などの有害な事象がみられたことが論文などに発表されています。また、まれな頻度でアナフィラキシー（急性アレルギー反応）が発生したことが報告されています。もし、アナフィラキシーが起きたときには、接種会場や医療機関ですぐに治療を行うことになります。

**Q．副反応が起きた場合の補償は？**
A．一般的に、ワクチン接種では、副反応による健康被害（病気になったり障害が残ったりすること）が、極めてまれではあるものの避けられないことから、救済制度が設けられています。
救済制度では、予防接種によって健康被害が生じ、医療機関での治療が必要になったり、障害が残ったりした場合に、予防接種法に基づく救済（医療費・障害年金などの給付）が受けられます。
新型コロナワクチンの接種についても、健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく救済を受けることができます。

**出典：厚生労働省ホームページから抜粋**（2月5日現在　一部加筆修正）